

広島県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年七月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|-----------|---|------------|
| 県道安芸津停車場線 | 東広島市安芸津町三津字安永築地四二二六番一地从先から東広島市安芸津町三津字西之原四二四七番一地从先まで | 平成二十一年七月六日 |